管理(「保護・保全」)と利用の考え方(案)

西表島の約9割を占める国有林には、原生的な天然林が分布し、学術的にも非常に価値の高い森林を擁している。また「奄美・琉球」については、1月31日に世界遺産暫定一覧表への記載が公表された。

一方で西表島においては、将来的に過剰な利用による自然環境への負荷などが危惧されることから、適切な保護・保全と利用のあり方を検討していく必要がある。 適切な保護・保全や利用を推進するためには、具体的な指針を作成する必要がある。

よって、西表島森林生態系保護地域をその自然条件や利用形態に応じていくつかのエリアに区分し(資料3-2、3-3参照)、エリアごとに管理(「保護・保全」)と利用に関する方針を定めることとする。

まず森林生態系保護地域計画の「管理に関する事項」「利用に関する事項」に基づき、西表島国有林全域の基本方針を定めることとする。その上で、エリアごとの管理・利用に関する方針を定めることとする。

【保存地区】

管理の基本方針

保存地区は、重要な植物群落が存在する区域や渓流帯等が発達し特徴的な動植物相が分布する区域であり、森林生態系の厳正な維持を図ることを目的として設定されている。よって、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることとする。

ただし、森林生態系保護地域計画の「管理に関する事項」で認められている行為 については、それぞれの行為に応じて国有林野入林申請等必要な手続きを経た上で、 行うことができる。

利用の基本方針

保存地区の利用については、原則として既設の歩道の利用に限るものとする。ただし、学術研究等公益上の理由によりやむを得ず必要と認められる行為については、 国有林野入林申請等必要な手続きを経た上で、歩道外においても可能とする。

また河川におけるカヌーや動力船等の利用については、マングローブ林等周辺植生や河川生物を含む森林生態系に悪影響を及ぼさない範囲で行うことができることとする。

【保全利用地区】

・管理の基本方針

保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう、緩衝帯としての取扱いを行い、森林生態系保護地域計画の「管理に関する事項」で認められている行為については、それぞれの行為に応じて国有林野入林申請等必要な手続きを経た上で、行うことができる。

また、人工林が存在する区域については、将来的に天然林への移行を図るものとする。

旧南風見林木遺伝資源保存林の区域については、リュウキュウマツを保存するための除間伐はできるものとする。

- 利用の基本方針

保存地区と同様の利用行為に加え、下記の行為については、それぞれの行為に応じて国有林野入林申請等必要な手続きを経た上で、可能とする。

- ア 自然条件等に応じた森林環境教育および森林レクリエーション
- イ 保存地区に影響が及ばず、保全利用地区の機能に支障をきたさない範囲で、 アの行為のために必要な道路、建物等の設置
- ウ 地域振興・伝統継承上必要で、その生息・生育に支障がなく生態系に悪影響 を及ぼさない範囲内でのイノシシ猟および山菜の採取

【エリアごとの管理・利用に関する方針と重点事項】

前記の管理・利用の基本方針に基づき、各エリアの特徴に応じた方針を定める。

〈第3回保全管理委員会にて提示〉